

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月24日
【会社名】	株式会社KADOKAWA・DWANGO
【英訳名】	KADOKAWA DWANGO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 佐藤 辰男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番3号
【電話番号】	03(3549)6370
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 真樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
【電話番号】	03(3549)6370
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 真樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月23日に開催された当社第1期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成27年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社グループを構成する、株式会社KADOKAWA、株式会社ドワンゴの経営統合を内外に強く示すため、両社の音（おん）を組み合わせ、当社の新たな商号を「カドカワ株式会社」に変更すべく、当社定款第1条を変更する。この定款変更の効力発生は平成27年10月1日とする。

加えて、「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が本年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条及び第39条を変更する。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、川上量生、佐藤辰男、角川歴彦、荒木隆司、松原眞樹、瀧村弘一、夏野剛、小松百合弥、船津康次、星野康二及び麻生巖を選任する。

取締役候補者のうち、船津康次、星野康二及び麻生巖は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者である。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件

- ・取締役の報酬等の額を年額金4億円以内とする（うち社外取締役については、年額金5千万円以内とする。）。
- ・監査役の報酬等の額を年額金5千万円以内とする。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容の決定の件

第3号議案の取締役の報酬等の限度額とは別に、新たな株式報酬を、各事業年度における業績達成度及び会社業績に対する個人貢献度等に応じて、社外取締役を除く取締役に対して支給する。

株式は、当社が拠出する金銭（連続する3事業年度毎に合計12億円を上限）で信託を設定し、当社による自己株式処分または取引所市場を通じて取得する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率	決議の結果
第1号議案	432,240個	4,027個	1,933個	92.471%	可決
第2号議案					
川上量生	426,584個	9,786個	1,831個	91.261%	可決
佐藤辰男	431,438個	4,932個	1,831個	92.300%	可決
角川歴彦	431,420個	4,950個	1,831個	92.296%	可決
荒木隆司	431,400個	4,970個	1,831個	92.291%	可決
松原真樹	431,417個	4,953個	1,831個	92.295%	可決
濱村弘一	431,469個	4,901個	1,831個	92.306%	可決
夏野 剛	427,165個	9,205個	1,831個	91.385%	可決
小松百合弥	431,404個	4,966個	1,831個	92.292%	可決
船津康次	389,226個	47,142個	1,831個	83.269%	可決
星野康二	389,255個	47,113個	1,831個	83.275%	可決
麻生 巖	431,186個	5,184個	1,831個	92.246%	可決
第3号議案	429,411個	6,911個	1,882個	91.865%	可決
第4号議案	391,805個	44,546個	1,853個	83.820%	可決

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の個数は467,428個であります。
2. 第1号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第2号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
4. 第3号議案及び第4号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
5. 棄権は、棄権の意思表示があったものであります。
6. 賛成率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の個数に対する比率であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までに書面またはインターネットにより行使された議決権と当社役員が保有する議決権の賛否の状況を予め集計した結果、第1号議案から第4号議案までのすべての議案の可決要件を満たしていることから、株主総会当日に出席した株主の賛成、反対、棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上